

令和2年有田市議会10月定例会

議事日程（第4号）

令和2年10月27日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-------------------------|---|
| 日程 1 | 議案第56号 | 有田市印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第57号 | 有田市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第59号 | 令和2年度有田市一般会計補正予算（第7号） |
| 日程 4 | 議案第60号 | 令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程 5 | 議案第61号 | 令和2年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程 6 | 議案第62号 | 令和2年度有田市立病院事業会計補正予算（第3号） |
| 日程 7 | 議案第63号 | 動産の買入れについて |
| 日程 8 | 決算第1号 | 令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 9 | 決算第2号 | 令和元年度有田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 10 | 決算第3号 | 令和元年度有田市初島財産区特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 11 | 決算第4号 | 令和元年度有田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 12 | 決算第5号 | 令和元年度有田市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 13 | 決算第6号 | 令和元年度有田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて |
| 日程 14 | 決算第7号 | 令和元年度有田市上水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定を求めることについて |
| 日程 15 | 決算第8号 | 令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについて |
| 日程 16 | 発議第1号 | 有田市議会議員政治倫理条例 |
| 日程 17 | 意見書案第3号 | 防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出について |
| 日程 18 | 意見書案第4号 | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について |
| 日程 19 | 意見書案第5号 | 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について |
| 日程 20 | 議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について | |
| 日程 21 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|------|--------|---------------------|
| 日程 1 | 議案第56号 | 有田市印鑑条例の一部を改正する条例から |
|------|--------|---------------------|

日程 2 1 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてまで

出席議員 15名

1番	中西登志明	2番	上野山善久
3番	成川満	4番	小西敬民
5番	上山寿示	6番	池田敦城
7番	岡田行弘	8番	児嶋清秋
9番	中谷桂三	10番	堀川明
11番	生駒三雄	12番	宇野博治
13番	福永広次	14番	西口正助
15番	浜口元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月良男	副市長	田代利彦
教育長	田中政彦	経営管理部長	嶋田博之
経営管理部理事	大松満至	経営管理部参事	喜多俊充
市民福祉部長	宮崎三穂子	経済建設部長	河野孝司
経済建設部理事	鈴木順一	教育次長	谷輪吉伸
教育委員会参事	伊藤正人	消防長	嶋田富司
病院事務長	神保佳紀	水道事務所長	江川敦夫
経営企画課長	山本芳規	防災安全課長	上田敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉三喜
福祉課長	松村尚彦	福祉相談室長	南村尚史
健康課長	桃井克博	高齢介護課長	若松伸行
産業振興課長	鎌田利宏	有田みかん課長	大浦秀和
建設課長	脇村哲弘	会計管理者	森川直子
生涯学習課長	嶋田実明	消防本部総務課長	尾藤海男樹
庶務課長	石井絹代	水道課長	北野宏幸

議会事務局職員

局長	田中聡	次長	福永康一
書記	大谷真也		

午前10時00分 開議

○議長（生駒三雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

10月27日付をもって、堀川明議員外2名の方より、発議第1号、有田市議会議員政治倫理条例が、また同日付をもって、宇野博治議員外1名の方より、意見書案第3号、防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出についてが、同じく同日付をもって、堀川明議員外1名の方より、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてが、同じく同日付をもって、上山寿示議員外1名の方より、意見書案第5号、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についてが、それぞれ提出されました。

お手元へ配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 報告は終わりました。

これより日程に入ります。

日程1、議案第56号から日程15、決算第8号までの議案7件、決算8件を一括議題とし、各委員会委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、文教厚生委員会委員長上山寿示君。

○文教厚生委員会委員長（上山寿示君） 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、10月17日、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第56号、議案第57号及び議案第63号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第63号について、今回、パソコンの買入れについては、文部科学省から各都道府県において共同で調達することが推奨されており、入札について有田市は、海草有田地方分として和歌山県のホームページで公告されたため、有田市内でそのこと自体知らない業者もありました。

今後、このような情報については、市内の入札参加資格のある業者も共有できるよう、周知に努めていただきたい。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長岡田行弘君。

○予算決算委員会委員長（岡田行弘君） 予算決算委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました議案第59号、令和2年度有田市一般会計補正予算（第7号）、議案第60号、令和2年度有田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第61号、令和2年度有田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第62号、令和2年度有田市立病院事業会計補正予算（第3号）及び決算第1号、令和元年度有田市一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから、決算第8号、令和元年度有田市立病院事業会計決算の認定を求めることについてまでの決算8件について、10月16日、19日及び23日の3日間にわたり、当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第59号、議案第60号、議案第61号及び議案第62号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、決算第1号から決算第8号までの決算8件については、いずれも原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査に当たっては、多岐にわたる意見が出されましたが、次の意見について、改めて申し添えておきたいと思えます。

まず、決算第1号、一般会計歳出の部における不用額について、その金額が大きいように思われる。例えば、大きな請負差額が発生した場合、減額補正などにより予算の有効活用に努めるべきである。財政が厳しいときには、予算の執行に対してもっと緊張感があったように思われる。税金であるということを真剣に考えていただき、大切に、そして有効に使われるようお願いするとの意見がありました。

次に、第5款農林費について、有田市の基幹産業であるミカン栽培も高齢化や後継者不足による農作物放棄地の増加など、様々な問題を抱えている。現在、原産地呼称管理などの取組により所得の向上が図られているが、問題の解決には所得の向上だけではなく、いかにして基幹産業に誇りを持ってもらえるかが大切であり、その辺りも含めた人材の育成にも取り組んでいただきたいとの意見がありました。

また、農家の中には、そのほかの作物にも試行錯誤をしながら取り組まれている皆様がおられます。ミカン栽培に特化し過ぎるのではなく、その他の作物についての取組も推進することにより、農業全体の底上げにつながるのではないかと意見がありました。

そして、有害鳥獣対策については、猟友会等の協力及び放送により注意喚起するなど、十分な対策を講じられておりますが、人的被害を出さないためにも、より一層の取組をお願いするとの意見がありました。

次に、第7款土木費ですが、駅前広場管理事業については、1泊の駐車料金が高くなり過ぎるように思われる。市民が使いやすい駐車場となるよう、料金設定の見直しを含め、改善に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

そして、市営住宅管理事業については、改良住宅が建設されてから約40年が経過している。老朽化により修繕費がかさむことが予想され、今後、維持管理が大きな課題になると思われる。いま一度、的確に家賃設定がなされているのかどうか、検討してみるべきではないかと意見がありました。

次に、決算第4号、漁業集落排水事業特別会計について、区域内人口の増減を見ると、令和元年度で18名の減であり、公債費の償還終了には今後17年を必要とする。今後、人口減少が進んでいく可能性も踏まえ、的確な検証を行うとともに、何らかの手立てを考える必要があると思われる。できるだけ負担が少なくなるような方策を検討していただきたいとの意見がありました。

次に、決算第8号、市立病院事業会計について、東病棟増築工事費の償還が令和5年度に終了することを踏まえ、現在の病院は増築を重ねた結果、構造上、非効率であるとの理由等により建て替えが検討されていると聞くが、東病棟は築30年余りであり、鉄筋コンクリート造りの耐用年数から考えても、リニューアルによる活用も可能だと思われる。建て替えありきとするのではなく、いろいろな角度から考え、何が一番合理的な方策であるのかを検討していただきたい。

また、全国的にも公立病院の経営状況はよくないと言われている中で、公立病院であるからという甘えを持たれてはいないか、建て替えを検討する前に現在の経営状況を真剣に考え、いま一度、費用の削減を再検討し、歳出の抑制に努めるなど、できることがあるのではないかと。既成概念に捉われない、本当に市民が求めている公立病院の姿を冷静に考える必要があるのではないかととの意見がありました。

最後に、決算書等の説明に当たっては、その内容が十分に説明できるよう準備していただくことはもちろんのこと、丁寧な説明をお願いしたいとの意見がありました。

以上の意見について申し添えるとともに、委員会で指摘されたその他の事項についても、次年度以降の予算に反映されることを期待いたします。

これで、予算決算委員会からの報告を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第56号であります。

これより議案第56号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第57号であります。

これより議案第57号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第59号であります。

これより議案第59号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第60号であります。

これより議案第60号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第61号であります。

これより議案第61号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第62号であります。

これより議案第62号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第63号であります。

これより議案第63号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、決算第1号であります。

これより決算第1号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第1号は認定することに決しました。

次に、日程9、決算第2号であります。

これより決算第2号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第2号は認定することに決しました。

次に、日程10、決算第3号であります。

これより決算第3号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第3号は認定することに決しました。

次に、日程11、決算第4号であります。

これより決算第4号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第4号は認定することに決しました。

次に、日程12、決算第5号であります。

これより決算第5号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第5号は認定することに決しました。

次に、日程13、決算第6号であります。

これより決算第6号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 起立多数であります。よって、決算第6号は認定することに決しました。

次に、日程14、決算第7号であります。

これより決算第7号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第7号は認定することに決しました。

次に、日程15、決算第8号であります。

これより決算第8号を起立により採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定であります。

本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、決算第8号は認定することに決しました。

次に、日程16、発議第1号、有田市議会議員政治倫理条例を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を願うことにいたします。10番堀川明君。

○10番（堀川 明君） 発議第1号の提案理由の説明を行います。

本条例は、有田市議会議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって、健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的として制定しようとするものであります。

第1条では、本条例の目的を、第2条では、議員の責務を、第3条では、政治倫理基準を、第4条では、審査請求について、第5条では、審査会の設置等について、第6条では、政治倫理基準違反の審査等について、第7条では、議員の協力義務等について、第8条では、審査結果報告書の提出等について、第9条では、審査結果の措置を、第10条では、議長職務の代行を、第11条では、委任についてを定めております。

付則として、この条例の施行期日及び経過措置を定めています。

議員各位におかれましては、本条例の趣旨に御理解の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 提案理由の説明は終わりました。

これより発議第1号の質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議第1号は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号を起立により採決いたします。

発議第1号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程17、意見書案第3号から日程19、意見書案第5号までの意見書案3件を一括議題とし、提出者の提案理由の説明を願うことにいたします。

まず、意見書案第3号について、12番宇野博治君。

○12番（宇野博治君） 意見書案第3号、防災・減災、国土強靱化対策と地域経済復興に向けた社会資本整備の更なる推進を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業の期間延長及び地域経済復興に向けた社会資本整備のさらなる推進を求める意見書であり、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣及び内閣府特命担当大臣宛て意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、御理解頂き、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 次に、意見書案第4号について、10番堀川明君。

○10番（堀川明君） 意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書であり、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣及びまち・ひと・しごと創生担当大臣宛て意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位におかれましては、御理解頂き、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 次に、意見書案第5号について、5番上山寿示君。

○5番（上山寿示君） 意見書案の提案理由の説明をいたします。

意見書案第5号、後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

去年12月に、全世代型社会保障検討会議の中間報告によると、現役並みに所得のある方を除く75歳以上の後期高齢者の医療費負担の仕組みについて、応能負担へ改革し、医療費の窓口負担割合を2割とするため、2022年度までの実施を目指し、速やかに必要な法制上の措置を講ずることとしています。

窓口負担の引上げは、後期高齢者の生活及び医療受診に大きな影響を及ぼすことが懸念され、年齢とともに衰えていく心と体の健康を維持し、命を守るためには必要な医療の受診が欠かせません。窓口負担の増額は、大幅な受診抑制を引き起こすことにつながりかねません。

こうした実情を考慮し、後期高齢者が必要な医療を受診できる機会の確保という観点からも、窓口負担割合については、現状維持に努めることを強く要望し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

文案は、お手元に配付のとおりでございます。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（生駒三雄君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより各案件の質疑に入ります。

まず、意見書案第3号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第4号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

次に、意見書案第5号について質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

意見書案第3号、意見書案第4号及び意見書案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号、意見書案第4号及び意見書案第5号は委員会の付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

これより討論に入ります。

まず、意見書案第3号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

次に、意見書案第4号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

次に、意見書案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程17、意見書案第3号を起立により採決いたします。

意見書案第3号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程18、意見書案第4号を起立により採決いたします。

意見書案第4号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程19、意見書案第5号を起立により採決いたします。

意見書案第5号について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生駒三雄君） 全員起立であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程20、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題といたします。

ただいまから第1委員会室において、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いしたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。自席でお待ちください。

午前10時35分 休憩

午前10時39分 再開

○議長（生駒三雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

議会運営委員会の正副委員長が互選されましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（田中 聡君） 報告いたします。

議会運営委員会委員長 堀 川 明 議 員

副委員長 中谷桂三議員

以上でございます。

○議長（生駒三雄君） 報告は終わりました。

議会運営委員会の正副委員長は、ただいまの報告のとおりであります。正副委員長には、よろしくお願いいいたします。

次に、日程21、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、それぞれの閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、それぞれの閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生駒三雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

ここで、田中教育長より発言をしたい旨の申出がありますので、これを許すことにいたします。

○教育長（田中政彦君） 議長のお許しを頂いて、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

私ごとで大変恐縮なんですけど、教育長の職を10月末日をもって辞したい、そういうふうになっております。

在職中は、議員の皆様方には、御指導、御支援、たくさん頂きました。本当にありがとうございました。

今後は、恵まれた自然の中で、日の光をいっぱいを受けて、四季を通じて吹く風に後押しされながら、自然と共に、いろんな活動をいつくしみたいというふうに考えております。

結びとなりましたが、議員の皆様方には、ますますの御活躍と御健康、御多幸を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（生駒三雄君） 教育長の挨拶は終わりました。

田中教育長におかれましては、長年の教育経験を生かし、市の教育行政の向上に努められましたことに、心より御礼を申し上げます。

新中学校の建設について、最後までかじ取りをしていただけないことは心残りではありますが、一市民となられましても、有田市発展のため、御尽力賜りますようお願いを申し上げ、感謝の言葉といたします。

長い間、御苦勞さまでございました。（拍手）

これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、令和2年有田市議会10月定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会